

贈呈

会報

書記官

2009

No.20

座談会

書記官の座談会

実務研究/民事

最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会

情報コーナー

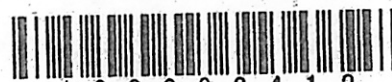
訴訟費用額確定処分事務処理要領

支部交流会集約

IT mall (あいていいもーる) [第10回]

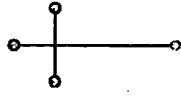
平成20年度高裁管内別支部交流会における意見(集約)

最高裁判所図書館

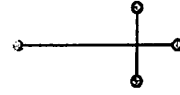


1 0 0 0 9 2 4 1 2

日本裁判所書記官協議会



会報 書記官 第20号



目 次

◆ 巻頭言 ◆	1
◆ 座談会 ◆	
書記官の座談会	3
最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会	45
◆ 実務研究／民事 ◆	
訴訟費用額確定処分事務処理要領	
旭川地方裁判所	83
◆ 情報コーナー ◆	
IT mall (あいていい・もーる) [第10回]	133
情報政策課	
◆ 支部交流会集約 ◆	
平成20年度高裁管内別支部交流会における意見 (集約)	154
本部だより	158

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会
日時 平成21年5月29日(金)午後6時
場所 ホテル ルポール麹町

出席者

最高裁判所		日本裁判所書記官協議会	
総務局第一課長	安東 章	会長	中村 文生
同 第二課長	氏本 厚司	副会長	瀧田 隆
同 第三課長	上田 正俊	同	稲垣 誠也
人事局給与課長	大竹 昭彦	事務局長	篠原 良一
同 参事官	岸野 明人	総務部長	古見 邦広
情報政策課参事官	岡部 豪	経理部長	高橋 光一
		企画調査部長	千葉 修也

テーマ

- 1 書記官事務に関する最近の動向について
 - (1) 裁判員制度について
 - ア 準備状況について
 - イ 書記官事務に及ぼす影響等について
 - (2) 書記官事務の環境整備について
 - ア 音声認識システムの導入、今後の研究開発について
 - イ デジタル録音機の本格利用について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向
 - イ 配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の状況について
 - ウ 民事立会部における書記官事務の状況について
 - (2) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向(犯罪被害者保護制度)、書記官事務の状況等について

- イ 法改正後の書記官事務の状況について
- (3) 家事関係
 - ア 最近の家事事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
 - ウ 家事手続案内の実情等について
- (4) 少年関係
 - ア 最近の少年事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 法改正後の書記官事務の状況について
 - (ア) 審判傍聴制度関係
 - (イ) 審判状況説明制度関係
- (5) 書記官の職務意識の重要性について
- 3 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 書記官全体の処遇について
 - (2) 級別定数関係について
 - ア 7級関係
 - イ 6級以下関係
 - ウ 官職増設関係
- 4 書記官の任用上の問題について
 - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について
 - ア 主任書記官等のポストの増設について
 - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - (3) 再任用の実施状況等について
 - ア 再任用の実施状況について
 - イ 他官庁への出向状況等について
 - (4) 産前・産後休暇, 育児休業制度における代替要員の確保について
- 5 メンタルヘルスについて
- 6 情報政策課と書記官事務について
 - (1) 民事裁判事務支援システムについて
 - (2) 刑事裁判事務支援システムについて
 - (3) 期日進行管理プログラムについて
 - (4) Web閲覧権限の付与について
 - (5) J・NETポータルについて
 - (6) 統計報告について

篠原事務局長

本日は、お忙しい中を、日本裁判所書記官協議会のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から座談会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、中村会長から、ごあいさつを申し上げます。

中村会長

本日は、大変御多忙の中、この座談会に総務局から安東第一課長、氏本第二課長、上田第三課長、人事局から大竹給与課長、岸野参事官、情報政策課から岡部参事官に御出席いただきました。貴重な時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから日本裁判所書記官協議会の活動に御理解とお力添えをいただいておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、この座談会は、日本裁判所書記官協議会に組織が変わってからは5回目ですが、富士見同窓会と統合する前の全国裁判所書記官協議会当時から開催されておまして、その第1回は、昭和45年だったようですので、40年近くの歴史を持っていることとなります。当時の会報を見てみますと、「主任書記官の官職名の変更」とか「書記官の退職後の進路開拓」などをテーマとして意見交換がなされておりました。随分と時代が違うなという感じがいたします。

最近の裁判所書記官を巡る情勢は、当時と比較すると大きく変化しています。特にここ10年間の司法制度改革に端を発する各種の法制度の改正や新たな法律の制定は、書記官事務に大きな影響を与え、その変化



中村会長

には著しいものがあります。

先週始まったばかりの裁判員裁判はもちろんのこと、平成10年の民事訴訟法の大改正、平成12年に始まった犯罪被害者の公判傍聴への配慮や記録の閲覧謄写、平成13年に始まったいわゆるDV事件、平成15年から始まった少額訴訟、平成17年からの医療観察事件、平成18年からの労働審判事件、数次にわたる少年法、少年審判規則の改正、昨年暮れに始まった刑事裁判への被害者参加制度、損害賠償命令制度と少年審判における被害者傍聴、審判結果の説明等々主なものだけでも枚挙に暇がありません。

これらの法改正等によって、書記官が、当事者や裁判所を訪れる国民と直接に接する機会や多くの関係諸機関と連絡調整する機会は、格段に広がりました。

従前から書記官に求められてきた幅広い法律実務知識や高い事務処理能力に加えて、国民、市民の視線を意識した仕事の在り方、当事者の考えや気持ちを推察する能力、交渉力、困難な対応場面における問題解決能力などが、これまで以上に求められるようになっていきます。

ところで、今年は裁判所書記官制度の確立から60年という節目の年でもあります。日本書協では、この区切りの年に、一度原

点に立ち返って裁判所書記官の職務の在り方について議論してみることが大切だと考え、その試みとして、3月に全国18支部から20人の会員に集まってもらい、「これからの裁判所書記官について」というテーマで座談会を実施しました。出席者の担当職務は民事、刑事、家事、少年とすべての分野にわたっておりましたし、官職も書記官から首席書記官まで、書記官経歴も2年から25、6年と非常にバラエティに富んだメンバーでの座談会となりました。ここでは、最近の大きな状況の変化を踏まえて、今後、書記官が仕事をしていく上では、先に述べたような国民、市民に視線を合わせた意識改革の必要性、折衝力、コミュニケーション能力などの対人対応能力を高める必要性を指摘する意見が、職域・官職を問わず多くの出席者から語られていました。

このように書記官にとって記念すべき大切な時期に、誠に残念なことではあります。昨年暮、これまで長い時間をかけて多くの先輩が営々として築いてきた裁判所書記官に対する評価や信用を大きく失墜させ、さらには裁判所の組織全体に対する信頼をも傷つける事件が発生しました。

裁判所の内外から信頼され、職業倫理面でも高く評価されていると自負してきた私たち書記官にとって極めて衝撃的な出来事でした。信用、信頼を回復するのは容易なことではありませんが、全国の書記官一人一人が、これまで以上に高い職業倫理やコンプライアンスを意識した仕事の在り方を真剣に考え、堅実な事務を着実に積み重ねていくことが必要であると痛切に感じているところです。

本日の座談会は、全国の多くの会員が関心を持っている事項を中心に、現在、事務総局各局課において、企画、検討、実施されておられる、書記官に関わる政策について色々とお話をお聴かせいただきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

簡単ですが、これをもちまして開会のあいさつとさせていただきます。

篠原事務局長

座談会に入らせていただきます。

これからの進行は、千葉企画調査部長が担当しますので、よろしく願います。

千葉企画調査部長

進行役を務めさせていただきます。進行は、テーマの順に進めていきたいと思っております。

1 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 裁判員制度について

千葉企画調査部長

裁判員制度に関する準備状況、書記官事務に及ぼす影響等について、お聞かせください。

安東総務局第一課長

ア 準備状況について

5月21日、裁判員法が施行されました。同日以降、起訴された事件が裁判員裁判の対象となりますので、実際の裁判員の選任手続及び裁判員が参加した審理、評議が実施されるのは、7月中旬以降になるものと思われま。裁判員裁判に向けた人的態勢の整備に関しては、昨年8月1

日、裁判員候補者名簿の調製や裁判員候補者への通知・調査等裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる裁判員調整官が新設され、その下に裁判員係が設置されたところです。裁判員係の事務は、裁判員候補者からの問い合わせに関する事項や呼出しに関する事項など高度な法律知識や書記官としての実務経験を要する事務が含まれることから、その長である裁判員係長には、書記官を充てることとされました（東京地裁及び大阪地裁については、裁判員第一係長）。各庁においては、昨年度の運用状況も踏まえ、その実情に応じた裁判員調整官及び裁判員係の職務のあり方が検討され、制度の円滑な実施のための態勢づくりが行われたものと考えます。

また、資料整備等については、これまでに裁判員裁判に関する執務資料が発出されたほか、関連通達については、裁判員法上の請求、申立て等の立件手続を定めた受付分配通達の改正通達や、裁判員等選任手続関係書類等の編てつ箇所を定めた刑事訴訟記録編成等通達の改正通達等が発出されています。

さらに、裁判員の職務の的確な遂行を確保するために作成される裁判員法65条1項の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて、事件記録に準じた取扱いを定めた通達が新たに発出されています。

平成20年7月8日及び9日と平成



安東総務局第一課長

21年2月23日及び24日の2回にわたり裁判所職員総合研修所において、裁判員等選任手続事務を検討テーマの中心とした刑事特別研究会が実施されるなどの様々な研修も実施されました。

これにより、書記官事務に関する人的態勢や関連通達の整備等裁判員裁判の円滑な実施に向けた準備が整ったものと考えておりますが、今後は、実際の運用状況を見ながら、裁判員制度の定着に向け、よりよい態勢づくりのための検討を継続していく必要があるものと考えます。

イ 書記官事務に及ぼす影響等について

【選任手続期日前】

[裁判員候補者等からの問い合わせ対応]

昨年11月下旬、裁判員候補者となった方々に名簿記載通知が送付されました。名簿記載通知を受けた裁判員候補者からの電話による問い合わせ対応業務については、外部業者に委託し、期間限定の裁判員候補者専用コールセンターを設置したところですが、調査票回答票の訂正の申

出や障害者等からの点字翻訳・手話通訳等の個別相談等コールセンターでは対応が困難な問い合わせについては、コールセンターから転送され、各庁の刑事訟廷の裁判員係が中心となって対応してきたことと思います。

また、コールセンターからの転送案件だけでなく、裁判員候補者になったことにより不安を持った方々からの質問等が直接寄せられることもあったかと思えます。

このように様々な不安を抱えた裁判員候補者の方々に対し、裁判員係の書記官を中心として、裁判員制度の趣旨やその意義を適切に説明し、裁判員の果たす役割を御理解いただき、少しでも不安を解消していただけるような対応を心掛けることが求められています。

【呼出手続等】

裁判員等選任手続においては、地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、当該事件の裁判員候補者を選定して、選定録を作成し、これに基づいて裁判員候補者一覧表を受訴裁判所に交付します。その上で、受訴裁判所では、定型的辞退事由該当者等については呼び出さない措置をとるなどして、呼出しを行うべき残りの裁判員候補者に呼出状及び事前質問票を送達するほか、返送された事前質問票に対する回答に基づいて、呼出しの取消しや追加呼出し等の手続を行うこともあります。

このように、これらの呼出手続に関する一連の手続には、司法行政事務と裁判事務が混在するものであり、受訴裁判所の書記官と裁判員係において適切な役割分担を行うことが、円滑な呼出手続に必要な不可欠であると考えます。

【選任手続期日】

裁判員等選任手続期日においては、裁判員候補者の受付及び本人確認、オリエンテーションによる手続の説明、裁判員候補者に対する質問手続、旅費・日当の支給手続の説明、裁判員等に選任された方々への宣誓手続等の説明、選任されなかった方々への説明等多種多様な手続が行われます。これらのすべての手続について、書記官が中心的役割を担うこととなりますが、円滑、迅速な選任手続を行うには、受訴裁判所の書記官と裁判員係の役割分担が重要であることはもちろん、総務課や会計課等の事務局部門との連携態勢の構築も必要不可欠であると考えます。

また、選任手続に関与する書記官は、裁判員候補者の多くが初めて接する裁判所職員であり、対応のいかんによっては、裁判所に対する信頼を損なうばかりか、裁判員制度そのものに対する評価を左右する結果になりかねないことから、書記官には接遇面における適切かつ柔軟な対応が強く求められます。

【公判手続】

裁判員裁判における公判手続は、

裁判員の負担軽減の観点から、連日的開廷による審理が行われ、結審後も速やかに評議・判決の宣告が行われます。これに対応するため、刑訴法等の改正により公判調書の整理期限の伸長や調書未整理の場合の措置が定められたこと、裁判員規則等の改正により選任手続調書や公判調書への録音体の引用ができるようになったことなど、公証官たる書記官の本来的職務である調書作成事務の合理化が図られたことは記憶に新しいことと思います。しかし、このような合理化が図られたからといって、書記官の役割が低下するわけではなく、各手続が適正に行われたことを公証するという公証官としての書記官の重要性に何ら変わりはありません。

なお、連日的開廷に伴い、書記官の負担軽減の観点から、複数の書記官が交替で審理に立ち会うなどの対応が想定されますが、この場合、書記官相互の事件情報の共有化や未整理の事件記録の適切な取扱い等の確な事務処理が求められています。

また、「目で見て、耳で聞いてわかる審理」を実現するため、プレゼンテーションソフトや書画カメラ等IT機器を駆使した審理が行われます。さらに、裁判員の職務の的確な遂行を確保するため、証人尋問等の状況を音声及び映像で記録できるよう音声認識システムも導入されました。プレゼンテーションソフトや書

画カメラ等のIT機器を利用した場合の調書への記載方法については、昨年度に高裁所在地の地裁にアンケート調査の協力を依頼し、その成果物として、裁判員裁判における公判手続が始まる夏ごろまでには、記載例等を御紹介する予定です。

(2) 書記官事務の環境整備について

千葉企画調査部長

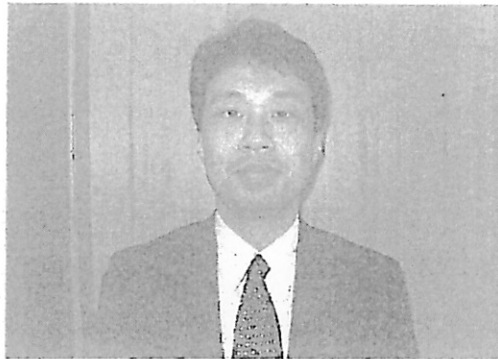
音声認識システムの導入、今後の研究開発について、お聞かせください。

氏本総務局第二課長

ア 音声認識システムの導入、今後の研究開発について

裁判員裁判では、目で見て、耳で聞いて分かる審理が連日的に行われ、審理の後その記憶が鮮明なうちに速やかに評議が行われることから、逐語調書等の紙ベースの情報によって証言内容を逐一確認する必要は低く、むしろ、裁判員裁判に求められるのは、評議において、一般人である裁判員等が法廷における証言内容を確認する必要がある場合に、映像・音声によって迅速に証言内容を確認することのできるツールであると考えられます。

そこで、音声認識システムについては、当面、裁判員裁判での利用を念頭に置き、裁判員裁判の評議において証言内容を迅速に確認する機能、具体的には、音声認識システムにより得られた認識結果（文字データ）を映像・音声データとリンクさせることによって、認識結果をいわ



氏本総務局第二課長

ばインデックスとして利用して証言等の中から確認に必要な部分を検索し（認識結果のほか、時間情報や発言者情報をクロスさせて検索することや、検索履歴を表示させ、繰り返し再生することも可能）、当該証言部分の映像・音声データを速やかに再生する機能に重点を置いて研究開発を進めてきたところです。これまでの研究開発によって、多くの事件において、裁判員裁判の評議においていわば検索のためのインデックスとして利用するのに支障はないレベルを実現したと考えています。また、関西語圏では公式の場で方言が使用される割合が他の地方と比べて最も多いと考えられることから、導入されるシステムは、関西語圏の方言に対応したものとなっています。

音声認識システムは、平成21年3月下旬までに、全国のほとんどの裁判員裁判用法廷に設置が完了しており、3月にシステムを操作する職員等を対象に操作説明会を開催したほか、裁判員裁判が実施されるまでの間、各庁において、システムの操作に習熟していただくために、試験的

に利用してもらうなどして、実際の裁判員裁判での運用に備えてきていただいたところです。

ところで、裁判員裁判において、検察官及び弁護人に証人尋問等の結果を踏まえた適切な訴訟活動を行ってもらうことは、裁判員裁判の円滑な進行、審理の充実に資すると考えられることから、最終的には裁判体の判断ということになります。検察官又は弁護人から希望が出されれば、便宜供与として、当該希望者に対し、記憶喚起のためのツールとして、音声と認識結果をリンクさせたデータを提供するとともに、検索機能の付いた音声認識再生ソフトを無償供与する方向で検討しています。これにより、検察官及び弁護人においても、認識結果等を利用した検索を行い、証言内容を迅速に確認することが可能となります。

また、平成21年度においても、音声認識システムの実運用に伴い、これまでの研究開発の過程では想定されていなかった課題が発見され、それに対処する必要が生ずることも考えられることから、そのような課題を抽出するとともに、認識性能の更なる向上と操作性の向上を念頭に置いて、より利用しやすいシステムを実現するために研究開発を進めていきたいと考えています。

千葉企画調査部長

デジタル録音機の本格利用について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

イ デジタル録音機の本格利用について

デジタル録音機で録音した音声データについては、平成21年3月までバックアップ用として使用してきたところですが、デジタル録音機を導入してから1年が経過し、安定的に運用されてきていると考えられることから、平成21年度からは、原則としてデジタル録音機で録音した音声データを録音反訳業者に交付して反訳を依頼することとし、アナログ録音機で録音したカセットテープはバックアップ用として使用することとしました。

デジタルデータを利用することに伴う業務内容の主な変更点は、録音媒体（CFカード）から録音反訳業者へ交付する記録媒体（CD-RW）へのデータの移行作業が加わることですが、これには各部に整備した外付けDVDドライブを使用して作業を行います。

また、デジタル録音機で録音したデータについては、各書記官のパソコンで録音時間を容易に確認することができるようになりました。そこで、録音反訳業者に送付する録音データを保存するメディアを作成する際に、反訳の対象となる尋問、供述部分の時間も確認してもらうこととしました。

なお、音声認識システムで得られた認識結果（文字データ）について



上田総務局第三課長

は、裁判員裁判の評議におけるインデックスとして利用する以外に、音声データとともに録音反訳業者に提供して反訳書を作成させる予定です。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

千葉企画調査部長

最近の民事事件の動向について、お聞かせください。

氏本総務局第二課長

ア 最近の民事事件の動向

まず、最近の民事事件の事件数の動向ですが、平成20年の全国の新受件数は、全体として、平成19年と比べてやや増加しています。具体的には、地裁の訴訟事件（20万6952件、前年比+約9.5%）、簡裁の訴訟事件（57万3299件、前年比+約15.0%）、少額訴訟債権執行事件（1065件、前年比+約17.0%）、会社更生事件（34件、前年比+約78.9%）及び通常再生事件（859件、前年比+約31.3%）は、いずれについても平成19年に引き続き増加しています。また、平成

19年は横ばい状況にあった配偶者暴力保護命令事件（3147件，前年比＋約13.2%）が増加し，ここ数年減少傾向にあった不動産執行事件（6万7201件，前年比＋約22.4%），債権執行事件（12万4411件，前年比＋約8.8%），財産開示事件（884件，前年比＋約33.3%）及び支払督促（38万8230件，前年比＋約6.5%）が増加に転じています。

これに対し，破産事件（14万0941件，前年比－約10.7%），簡裁の特定調停事件（10万2643件，前年比－約50.7%）及び個人再生事件（2万4052件，前年比－約13.1%）は減少しています。また，保全事件（2万0282件）は，横ばいとなっています。

このように，訴訟事件をはじめ多くの分野で事件が増加しており，不動産執行事件のように急増傾向にある分野もあります。簡裁及び地裁の訴訟事件の増加の原因については，一部利息の過払金の返還請求があるものと考えております。訴訟事件を含む増加している民事事件の増加理由が，経済不況によるものかどうかは，もう少し状況を注視する必要がありますと考えております。

千葉企画調査部長

配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の状況について，お聞かせください。

上田総務局第三課長

イ 配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の状況について
ご承知のとおり，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成19年に改正され，平成20年1月11日から施行されました。この改正により，生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令，被害者への電話等を禁止する保護命令，被害者の親族等への接近禁止命令を発令することができるようになるなど保護命令制度の拡充が図られました。

平成20年における配偶者暴力に関する保護命令申立事件の全国の新受件数は3147件であり，平成19年の2779件と比べると増加しています。また，平成20年における全国の既済件数は3143件であり，このうち生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るものが519件となっていますので，先ほど述べた法改正の影響により，新受件数が増加したことが分かります。

保護命令事件の手續における書記官事務においては，従来から，申立人（被害者）を始めとする事件関係者の心情に配慮した対応，事件関係者に関する情報の適切な管理及び都道府県警察や配偶者暴力相談支援センターとの連携が求められているところ，平成21年1月27日及び28日に，裁判所職員総合研修所において，平成20年度民事実務（保護命令）研究

会が開催され、保護命令手続における書記官事務の在り方が検討されました。同研究会では、受付相談、事件関係者に関する情報管理、各機関との連携などについて討議がされ、例えば、事件関係者に関する情報管理については、秘匿情報は記録には綴らずに別ファイルにする、記録の閲覧時にチェックシートを使用して秘匿情報の有無をチェックするなどの工夫例が紹介されました。同研究会については、平成21年3月30日付け「平成20年度民事実務（保護命令）研究会の結果概要について（事務連絡）」が発出されており、また、各庁の研究者から提出された事務処理要領、保護命令申立書の書式等を収録したCD-Rが研究者を通じて各庁に配布されているので、参考にいただければと思います。

千葉企画調査部長

民事立会部における書記官事務の状況について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

ウ 民事立会部における書記官事務の状況について

民事訴訟法が施行されて10年を経過しましたが、最近の民事訴訟は、弁論準備手続を利用して争点と証拠を整理し、口頭弁論において絞り込まれた争点について集中証拠調べを行う訴訟運営が定着してきております。また、平成10年から導入された録音反訳も、実務に定着し、速記録とともに逐語録の需要に十分にこた

えているものと考えています。そして、このような訴訟運営の下では、書記官が裁判体の窓口として、期日外準備を中心とするいわば裁判体との協働を意識した進行管理事務であるコートマネジメント事務の重要性がますます増しています。

昨今、民事訴訟事件が増加している状況にある中で、今後も、民事立会部における書記官には、引き続き、裁判体と十分な意思疎通を図って相互の役割について共通認識を形成した上で、公証事務が書記官の基本であることを踏まえつつ、事案の処理に有効な事務を行うとの目的意識を持って、より質の高いコートマネジメント事務を行うことが求められると考えられます。このような観点から平成20年11月18日から20日まで、裁判所職員総合研修所において、平成20年度民事実務（訴訟）研究会が実施され、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方などの討議、研究が行われました。

(2) 刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向（犯罪被害者保護制度）、書記官事務の状況等について

千葉企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について、お聞かせください。

安東総務局第一課長

【最近の刑事事件の動向】

最近の刑事事件の事件数を見る

と、平成19年の刑事訴訟事件の新受事件数は、高裁が8186人、地裁が9万7828人、簡裁が56万9424人（うち略式事件数は55万5246人）でしたが、平成20年は、高裁が7805人（前年比－約4.7%）、地裁が9万3568人（前年比－約4.4%）、簡裁が47万8950人（前年比－約15.9%）（うち略式事件数は46万5273人）となっており、略式事件を除く新受事件総数は、全体として減少傾向にあります。平成4年と比較すると約1.4倍と依然として高い水準を維持している状況にあります。

次に最近の刑事事件を巡る主要な動向としては、先ほどお話しした裁判員法が施行されたことのほか、犯罪被害者保護制度として、平成19年6月に公布された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、既に平成19年12月26日から、公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大や被害者特定事項の秘匿制度が実施されているところですが、これに加えて、昨年12月1日には、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度の二つの制度が実施され、犯罪被害者等の権利利益を保護するための法的基盤が整ったところです。これらの二つの制度の実施後の状況については、次にお話ししたいと思います。

イ 法改正後の書記官事務の状況について

千葉企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

[被害者参加制度]

被害者参加制度の実施状況としては、3月までの申出件数の累計は、参加の申出をした被害者等の人員数は87人、うち証人尋問や被告人質問をした被害者等は64人、刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等は39人となっています。また、被害者参加の申出があった事件の終局人員のうち、処断罪名が自動車運転過失致死傷のものが35人と最も多くなっています。今後、この制度が国民に浸透するにつれて、件数が増加することも考えられます。

被害者参加については、書記官としては、公判前整理手続や事前準備の機会に、検察官を通じて被害者等の参加の意向及び態様等の把握に努める必要があります。また、被害者参加の申出がされたときは、さらに検察官や被害者参加弁護士を通じて付添いや遮への措置の申出の意向を確認し、これらの措置をとる場合には、その準備を行うとともに、当日の進行について裁判体と綿密な打合せをしておく必要があります。このように、被害者参加があった場合には、検察官や被害者参加弁護士か

らの情報収集をより詳細に行うとともに、審理中における不測の事態に備えて、これまで以上の危機管理対策を採ることが必要となります。

また、裁判所に来られた被害者参加人が、裁判所構内において報道関係者や一般来庁者と接触しないようにするなど、書記官には、被害者参加人の立場に配慮した接遇も求められています。

なお、一般的な事務処理に関する執務資料として、最高裁から、平成20年11月に「被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度に関する書記官事務の手引」が発出されていますので、執務の参考としてください。

[刑事損害賠償命令制度]

刑事損害賠償命令制度の実施状況としては、3月までの申立件数の累計は、31件となっており、被害者参加制度とともに、この制度が国民に浸透するにつれて、件数が増加することも考えられます。

刑事損害賠償命令事件の審理は、原則として、有罪判決の宣告後、直ちに審理期日を開くこととされ、4回以内の期日で終結すべきことが定められていますので、書記官としては、申立人の出頭の確保や身柄が拘束されている被告人の期日への出頭の有無の把握等、刑事事件に引き続き、迅速な審理を実現するための事件の進行管理が重要であると思われます。また、当該刑事事件を担当し

た裁判官が引き続き、刑事損害賠償命令事件の審理を行うことから、損害賠償命令の申立てがあった場合に、書記官は、申立書の審査に当たって裁判官の心証に不当な影響を与えるような記載がないかどうか十分に注意する必要があります。

このように、刑事損害賠償命令事件は、刑事事件として立件されますが、その中身は民事事件そのものなので、刑事事件を担当する書記官であっても、民事訴訟の手續に関する実務上の知識が必要とされています。

なお、一般的な事務処理に関する執務資料として、最高裁から、平成20年10月に「刑事損害賠償命令事件に関する書記官事務の手引」が発出されていますので、執務の参考としてください。また、平成20年11月5日及び6日に裁判所職員総合研修所において実施した平成20年度刑事実務研究会では、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度について、研究及び討議が行われています。

(3) 家事関係

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

千葉企画調査部長

最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について、お聞かせください。

氏本総務局第二課長

平成20年における家事事件及び人事訴訟事件の新受件数の総数は、76万6013件で前年比で約1.9%増加し

ました。その内訳を見ると、家事調停事件は、13万1093件で約0.8%、家事審判事件は59万6945件で約2.3%と増加する一方、人事訴訟事件は1万718件で約5.5%の減少となっています。

人事訴訟事件について、平成20年度に裁判所職員総合研修所が実施した家事実務研究会における課題研究では「人事訴訟における書記官事務の在り方について」というテーマが取り上げられました。この研究では、人事訴訟事件の適正かつ効率的な処理という観点から、本人訴訟やDV事案における書記官事務の進行管理上の工夫や留意点について検討され、書記官の担う役割の重要性が改めて確認されたところです。

平成19年4月1日からいわゆる離婚時年金分割制度が導入され、これに基づく請求すべき按分割合に関する処分申立て事件が新設されました。平成20年に受理した離婚調停事件5万1755件のうち、請求すべき按分割合に関する処分が付随して申し立てられたものは、5327件（約10%）、平成20年に受理した離婚訴訟事件9483件のうち、請求すべき按分割合に関する処分が附帯処分として申し立てられたものは、1035件（約11%）でした。また、既に係属している離婚調停事件又は離婚訴訟事件等に付随申立てとして追加的に申し立てられた件数は2533件あり、そのうち離婚調停事

件に追加的に申し立てられた件数は2084件、離婚訴訟事件に追加的に申し立てられた件数は449件でした。施行後2年が経過し、各庁の運用が重ねられるなか、平成20年4月1日には、被扶養配偶者である期間についての特例に関する規定（厚生年金保険法第3章の3等）が施行されており、書記官においては、今後も制度内容を十分に理解し、確実な事件処理を行う必要があるものと思われます。

なお、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」のうち、遺留分に関する民法の特例を定める第2章の規定が本年3月1日から施行され、同法第8条第1項に規定する遺留分の算定にかかる合意についての家庭裁判所の許可の制度が新設されたことに伴い、甲類審判事件として新たに立件することとし、受付分配通達の改正を行いました。

また、平成20年4月1日には、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び「特別家事審判規則の一部を改正する規則」（平成20年最高裁判所規則第1号）が施行され、児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の審判前の保全処分の制度や、地裁、家裁及び簡裁において発付する臨検搜索許可状による臨検搜索の制度が新設されています。

このように、家事事件について近年多くの制度上の変化があり、その

内容もますます多様化し、事件数も増加する傾向にあるなか、多くの家庭裁判所では、一人の書記官が様々な種類の事件を担当している実情にあります。このような状況の下、家事事件の書記官事務においては、必要とされる専門的知識や最新の情報を集約・整理し、高裁管内全体又は各家裁管内全体で共有し、効果的に活用するための取組が重ねられることが、個々の書記官の意識の向上や負担の軽減につながるとともに、適正かつ迅速で確実な事件処理に貢献するものと思われまます。

イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について

千葉企画調査部長

成年後見関係事件における書記官事務の状況等について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

平成20年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は3万2004件であり、前年比で約7.5%の増加であり、4年前の平成16年との比較では約1.6倍の件数となっています。また、後見等監督事件の新受件数は5万6993件と6万件台に近接して、前年比では約7%の増加、4年前の平成16年との比較では約2.2倍という件数となっています。成年後見制度については、今後、ますます利用されるようになり、特に後見等監督事件については、累積的に増加していくこと

が予想されます。

このような実情を踏まえ、平成18年7月に成年後見事件担当裁判官等事務打合せが、平成19年2月には家裁首席書記官協議会が開催されました。続いて、平成19年秋には全国4ブロックに分かれて、成年後見事件担当書記官事務打合せが開催されるなど、成年後見事件処理の合理化のための方策等が協議されてきました。これらの協議会では、事件急増下であっても適正かつ迅速な事件処理を行うための事務処理改善策が議論され、①鑑定省略及び本人調査の実施の要否の判断基準、②申立て時添付書類の標準化、③後見等開始事件における参与員の活用、④後見監督の在り方の見直し、⑤後見等監督事件における参与員の活用といった論点について協議がなされました。また、多くの支部・出張所において、審理期間が本庁より長かったり、鑑定実施事例の平均審理期間が従前とほとんど変わっていないといった現状があることを踏まえて、支部・出張所を含めた管内全体において事務処理改善策を推進するためにどのような工夫が考えられるかという点についても協議がなされました。平成20年の高等裁判所首席書記官事務打合せでも、後見監督事件処理の合理化・簡素化について議論がなされ、立件基準を始めたとした監督基準や監督事件の処理手順、後見人に提出させる書類の見直し、監督事件記録の

取扱いなど、各庁の取組状況の実情や意見が報告されました。成年後見関係事件の事務処理方法については、このような協議会等で得た成果も活かしつつ、今後も更に検討を重ね、事務の見直しや合理化を行っていく必要があります。

なお、後見等監督事件処理の合理化・簡素化については、平成21年度の10月から12月に全国4ブロックで開催予定の「成年後見事件担当裁判官等事務打合せ」において、各庁が運用の改善に当たって問題となっている事項を検証し、更なる事務書類の工夫や改善策について議論される予定です。

おって、裁判所職員総合研修所書記官研修部における平成21年度書記官実務研究では、「後見等監督事件に関する書記官事務の研究（仮称）」というテーマで研究が行われています。

ウ 家事手続案内の実情等について

千葉企画調査部長

家事手続案内の実情等について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

昨年1月1日から「家事相談」の名称が「家事手続案内」と改められました。本来、家事手続案内は、家庭裁判所における家事事件に関する申立手続の説明、案内を目的とするものであるにもかかわらず、身上相談や法律相談と誤解して来庁する場合も多いということから、その実質

に見合った名称に変更されることとなったものです。平成20年の高等裁判所首席書記官事務打合せでは、家事手続案内の効率化について各庁の取組状況等が報告され、「名称変更により、法律相談とは異なることが明確になり、手続の説明がしやすくなった。」などの声も聞かれました。一方、相談のための来庁者は多く、依然として担当者の繁忙感が解消されるには至っていないとの意見もありました。

家事手続案内は、家庭裁判所の手続を国民に利用しやすいものとするとともに、受付事務の円滑な処理に寄与することを目的として行われていますが、法律的な手続に不慣れな一般の当事者から種々雑多な相談が持ち込まれ、事務負担が重いという声が多く、各庁から聞かれています。このような状況に対応して家事手続案内の標準化及び効率化を図るため、平成19年度書記官実務研究においては、利用者の来庁から手続案内担当者及び受付担当者の連携に至るまでの一連の業務が研究の対象とされました。平成20年7月に刊行された本報告書は、家事实務の経験が少ない職員でも家事手続案内を容易に把握できるように、その意義や目的、内容を整理し、具体例や参考となる工夫例が多く取り入れられ、分かりやすい報告書となっています。家庭局においても「家事相談の手引」が改訂され、平成20年3月に「家事

手続案内の手引」として発刊されたところですが、この中では、利用者から受けることの多い質問と回答例等が分かりやすくまとめられています。

なお、家庭局においては、昨年4月からファクシミリ及び音声による案内システムである「家事手続情報サービス」（最高裁統合版）の運用が開始されるとともに、同年7月から、裁判所ウェブサイトに登載されている申立用紙等の情報の大幅な充実化がはかられています。

これらの各種ツールを活用し、利用者に対し、家庭裁判所における家事事件の手続を要領よく案内、説明していただき、家事手続案内の一層の効率化を図っていただきたいと思います。

また、昨年中に、家庭局から法テラス（日本司法支援センター）に対し、家事手続についての関係資料の提供及びオペレーター等への研修への協力等が行われています。法テラスのコールセンター及び各地方事務所においても、制度の説明及び機関の紹介といった情報提供業務の一環として、オペレーター等による家事手続の説明が行われており、各庁においても家事手続案内のさらなる効率化が図られるものと期待しております。さらに、法テラスでは、資力の乏しい人に対して代理援助、書類作成援助等の援助業務、後見等開始事件申立てにおける書類作成及び鑑

定費用立替の援助事業等も行っていきますので、このような事項に関する問い合わせについては、速やかに法テラスを紹介し、来庁者が必要な情報にスムーズにアクセスできるよう心がけていただきたいと思います。

家事手続案内の効率化は、受付事務を始めとする家事事件の事務処理全般の効率化、円滑化につながるものですから、適正・迅速な事件処理の推進役である書記官として、その役割を十分に果たしていただきたいと思います。

(4) 少年関係

ア 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

千葉企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について、お聞かせください。

安東総務局第一課長

少年保護事件の新受人員は、昭和41年に過去最高（109万4339人）を記録し、その後、昭和58年にピーク（68万4830人）を迎えて以降減少を続け、平成7年に29万3703人となった後若干増加しましたが、平成11年以降再び減少し、平成20年は17万2995人（前年比-11.1%）となっています。

このように、少年保護事件の新受人員が減少傾向を見せる中、平成12年の少年法改正により導入された被害者配慮のための各制度の申出件数は増加傾向を見せています。平成20年における各申出件数は、記録の関

覧・謄写が718件、意見陳述が241件、審判結果等の通知が921件となっており、制度施行当初（平成14年）の申出件数と比べて1.3倍から1.5倍程度の増加となっています。

このような状況の中、平成20年6月に少年法の一部を改正する法律が成立し、一部の規定を除いて同年12月15日から施行されました。本法律は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、①被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、②被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大、③一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、④家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度の創設についての規定を整備するとともに、少年の福祉を害する成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等に移管するなどするものです。

この改正に伴い、平成20年10月に少年審判規則の一部を改正する規則が制定され、被害者等による少年審判の傍聴の申出の方式その他の所要の事項が定められました。また、同年11月には家庭事件記録符号規程、没収の裁判の取消事件記録符号規程及び受付分配通達等関係通達の一部を改正し、成人刑事事件に関する符号、事件名、帳簿等についての定めを削除するなど所要の改正を行いました。

また、保護観察における遵守事項の関係では、平成20年6月1日から施行された更生保護法において、保護観察の開始後においても、家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて保護観察中の者が遵守すべき特別の事項（特別遵守事項）を設定又は変更できることとなりました。同法の規定に基づいて家庭裁判所へ求意見があった場合の事務等については、平成20年5月30日付け家庭局第二課長及び総務局第三課長事務連絡「保護観察の期間中に遵守すべき特別の事項に関する家庭裁判所の意見の通知等における書記官事務」が発出されていますから、執務の参考としてください。

なお、少年の処分結果の通知に関しては、平成12年7月14日付け家庭局長通達「少年の保護事件に関する決定の通知について」が廃止されるとともに、新たに平成20年12月4日付け家庭局長書簡が発出され、従前の通達により定められていた司法警察員に対する処分結果の通知事務に加えて、児童相談所長から送致された事件を終局させる決定がされたときにも、その旨を当該児童相談所長に送致又は児童相談所に通告した警察官に対しても通知することとされましたから、上記書簡の趣旨を踏まえ、処分結果の通知事務に遺漏がないよう確実な事務処理をしていただきたいと思います。

イ 法改正後の書記官事務の状況について

千葉企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

(ア) 審判傍聴制度関係

審判傍聴制度の運用については、東京家庭裁判所が作成した書記官事務に関する資料を参考に、平成20年9月に開催された少年実務研究会及び同年11月に開催された少年事件担当裁判官協議会等を通じて幅広く検討され、これら研究会及び協議会における協議結果等を踏まえて、同年12月3日付け家庭局第二課長事務連絡において、東京家庭裁判所作成の「「被害者等による少年審判の傍聴」に関する書記官事務」が送付されました。審判傍聴対象事件が送致された場合の一連の審判手続における書記官事務について記載されていますから、執務の参考としてください。

審判傍聴制度に関する書記官事務においては、まず、被害者等や外部の機関等との連絡調整が重要となります。被害者等との関係では、申出資格に関する法的調査及び制度案内等の事務があります。制度案内に関しては、平成20年12月19日付け家庭局第二課長書簡において対象事件の目安の見直しが行われ、審判傍聴対象事件となる

ような一定の事件を含めた対象事件の目安が示されました。さらに、捜査機関との関係では、傷害の程度についての情報収集や補充捜査依頼等の事務、弁護士付添人との関係では、法テラスに対する国選付添人選任依頼や傍聴許可についての意見聴取等の事務、少年鑑別所との関係では、傍聴の申出や許否判断があった場合の通知等の事務がありますから、手続の各段階において必要となる事務についての理解を深めた上で、確実な事務処理をしていただきたいと思います。

また、裁判所の内部においても、これまで以上に、裁判官や家庭裁判所調査官とのカンファレンス等を通じた情報共有、必要に応じて事務局との連携が必要となってくることは言うまでもありません。

このように、事件の進行管理者としての書記官には、外部との連絡調整及び内部における連携の面で中心的な役割を果たし、事件処理の過程で発生する様々な事象に的確に対応していくことが求められるようになって考えています。

(イ) 審判状況説明制度関係

審判状況説明制度の運用については、東京家庭裁判所が作成した書記官事務に関する資料を参考に、平成20年10月に開催された少年特別研究会及び同年11月に開催された少年事件担当裁判官協議会

等を通じて幅広く検討され、これら研究会及び協議会における協議結果等を踏まえて、同年12月5日付け家庭局第二課長事務連絡において、東京家庭裁判所が作成した「**「審判の状況の説明」に関する書記官事務**」が送付されました。審判状況説明の申出対象となる事件における一連の書記官事務について記載されていますから、執務の参考としてください。

また、本年3月には少年特別研究会（第2回）が開催され、改正法施行後の少年事件の処理に関し、審判状況説明制度をメインテーマとして全体協議が行われました。全体協議では、各庁での実践例を基に、各手続段階における工夫例や苦慮事項、説明の基となる審判調書・状況説明メモの作成状況、各庁における実践的な取組等について協議がなされ、今後の各庁における説明制度の運用に生かされることが期待される場所です。

審判状況説明制度に関する書記官事務としては、大きくいうと、審判調書や状況説明メモといった説明の基礎となる資料の作成事務及び被害者等への説明事務が挙げられます。状況説明メモの作成及び説明事務は、書記官事務としては新たな事務であり、とりわけ口頭での説明事務はこれまでの少年事件における書記官事務

にはなかった性質の事務といえます。従前からの被害者配慮制度同様、被害者等の心情に配慮した対応が求められることはもちろん、説明の基礎となる資料をポイントを押さえて効率よくまとめる能力や、被害者等の面前で審判で行われた内容を丁寧でわかりやすく説明するといった能力が必要となりますから、書記官各自が自らのスキルアップに努めることが重要になってくると考えています。

(5) 書記官の職務意識の重要性について
千葉企画調査部長

書記官の職務意識の重要性について、お聞かせください。

上田総務局第三課長

書記官は、単なる組織のポストではなく、独立した官職として公証事務を行う権限を付与されていますが、何よりも、書記官の基本的な姿勢として、このような書記官に付与された職務権限の重要性、責任の重大性を自覚して職務に当たること（職務意識の保持）が求められていると考えられます。

書記官が取り扱う各分野の事件を見ると、刑事事件においては裁判員制度や被害者参加制度の導入、少年事件においては被害者等による審判傍聴制度の導入等により、書記官が訴訟当事者以外の様々な立場の来庁者に対して対応しなければならない場面が増加しています。また、民事事件、家事事件の分野においても、手続利用者に対して一定の手続教示をしなければならない

場面が増加しております。特に、最近
は、国民の裁判所に対する期待の高ま
りを反映して、利用者にとってより利
用しやすい裁判所の実現が要請されて
いるところ、概して書記官は、例えば
来庁者に対しても、利用者の立場に立
ちながら、公平、公正を維持しつつ丁
寧かつ毅然とした対応をしており、書
記官に対する信頼は高いものと考えて
おります。それは、書記官の多くが、
先程述べた職務意識をもって適切な対
応をしていることの現れであると考え
ております。

今後も書記官の職務意識を保持し、
これを高めていくために必要な取組
を行っていきたいと考えております。

3 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

千葉企画調査部長

書記官の給与上の諸問題等について、お
聞かせください。

大竹人事局給与課長

書記官の給与上の処遇については、
書記官の法律専門職としての高度の専
門性、職務の複雑・困難性、書記官の
権限拡大、職責の増大などを踏まえ、
級別定数改定や官職増設について鋭意
折衝を行い、公務員総人件費抑制を強
力に推進すべき情勢の下、適正な昇格
運用を維持するのに最低限必要なもの
を確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳
しさを増す一方、定員振替や増員によ



大竹人事局給与課長

る書記官の年齢構成の変化という状況
を踏まえて、書記官の適正な処遇維持
のため引き続き努力をしていくつもり
です。

(2) 級別定数関係について

平成21年度予算の級別定数の改定折
衝においては、公務員総人件費抑制の
動きが強まる中、裁判部門の執務態勢
をより充実強化する必要があることや
書記官の職責が増大していることを踏
まえて粘り強く折衝に当たりました。
その結果、次に述べるとおり、裁判部
門において中心的な役割を担っている
中堅書記官の処遇が後退しないよう、
5級以下を中心に一定の成果を上げる
ことができたものと考えています。

ア 7級関係

地裁次席書記官1，家裁次席書記
官1，簡裁次席書記官1，高裁訟廷
管理官1，地裁総括主任書記官1の
合計5（前年度6）の切上げを実現
することができましたが、これは書
記職全体の官職評価の引き上げとい
う面からも意義のあることだと考え
ています。

この結果、下級裁次席書記官につ
いては、平成21年度に増設が認めら

れた4ポストを含む143ポスト中137が7級以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の処遇水準を最低限度維持するために必要な528（5級63、4級283、3級182）（前年度344）という切上数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、東京地裁、さいたま地裁、大阪地裁に次席書記官各1（いずれも7級格付け）、札幌家裁に次席書記官1（6級格付け）を増設することが認められ、また、主任書記官についても、25の増設を確保することができました。

4 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

千葉企画調査部長

書記官の任用上の諸問題について、お聞かせください。

岸野人事局参事官



岸野人事局参事官

司法制度の改革に伴い、制度改革や法改正がめまぐるしく行われる中、ますます高度化する書記官事務に対応していくため、従前のCP試験に代わり、平成18年度から、裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）が始まりました。

昨年度行われたCA試験（CA-3）では、全国で336人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した52人が、10月1日付けで書記官に任官しました（なお、CA-2の申込者数は385人、任官数は54人）。

本年度の試験（CA-4）については、1月15日及び16日に筆記試験が実施され、さらに5月7日から27日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月29日から9月15日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実

務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE及びCA試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施された試験（CE-60, CA-3）から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行うこととしました。

これにより、多くの受験者の皆さんに、書記官任官に向けての学習意欲を一層高めていただくことを期待しています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつご

ろ選考を受験するかということ自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用にとっても望ましい手段の一つではないかと考えています。

(2) 書記官の任用政策について

大竹人事局給与課長

ア 主任書記官等のポストの増設について

① 主任書記官

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成21年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、主任書記官ポストの増設については、今後も引き続き努力をしていきたいと考えています。

② 総括主任書記官

大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、これまで認められてきた東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、京都地裁、名古屋地裁、

広島地裁、福岡地裁、札幌地裁のほか、平成21年度はさらに仙台地裁においても総括主任書記官ポスト（7級）の設置を行ってきたところではあります。

③ 高裁訟廷管理官

総括主任書記官と同様に重い職責を担う高裁訟廷管理官についても、平成17年度以降7級切上げ10を実現し、平成21年度においてもさらに1の切上げを実現することができたところではあります。

これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながるため、これまでも努力してきたところではあります。7級は、そもそも行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

岸野人事局参事官

イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

司法制度改革は、議論・立法の段階を終え、実施、運用の段階に入っています。裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官にあっても、裁判官との協働態勢の下、職務遂行能力の向上を図って、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

とりわけ刑事の分野においては、

5月21日から裁判員制度が実施されたことから、今後は、各庁における裁判員裁判等の運用状況等を踏まえ、運用の在り方や今後の改善点等を検討していく必要があるところではあります。書記官事務の遂行に当たっても、制度導入後の円滑かつ安定的な運用の実現に向け、継続的な取組が不可欠となっています。

また、民事の分野においても、これまで以上に、専門的知見を必要とする複雑困難な事件が裁判所に持ち込まれるようになってきています。

書記官は、適正迅速な裁判の実現を担う裁判部門の基幹職種であることから、任官後間もない間は、人材育成の観点から、その後は社会経済情勢の変化や国民の意識の変化等に応じた事件の量的・質的变化に着実に応えていくためにも、多様な職務経験を積んでもらうことを基本に据えることはこれまでと同様ですが、今後は、新しい制度の運用等をも見据え、各専門分野における書記官の職務遂行能力の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

(3) 再任用の実施状況等について

ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官（有資格者）の再任用者数を見てみると、平成20年度末に定年退職した書記官（有資格者）のうち、本年4月に再任用された者は44人（約33%）であり、昨年度に新規で再任用された者（43人）と同程度の人数が再任用されています。また、昨年度に書記官として再任用された者（72人、1回目及び2回目更新者を含む。）のうち、任期更新可能な者は59人であり、そのうち52人（約88%）の任期が更新されています。

公的年金の満額支給年齢が65歳となることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成21年4月1日現在、12か所43人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室） 1
- (2) 参議院（法務調査室） 1
- (3) 裁判官訴追委員会 1
- (4) 弾劾裁判所 2
- (5) 公害等調整委員会 1
- (6) 公正取引委員会 2
- (7) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島） 6
- (8) 人事院 1
- (9) 金融庁 2
- (10) 預金保険機構（東京、大阪） 2
- (11) 法務省 1
- (12) 日本司法支援センター（本部、東京、千葉、大阪、京都、奈良、三重、福井、富山、広島、佐賀、長崎、熊本、宮崎、宮城、札幌、香川、徳島、高知、愛媛） 23

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(4) 産前・産後休暇，育児休業制度における代替要員の確保について

産前・産後休暇中における代替要員の確保については，平成14年8月1日から，休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが，書記官を代替要員とする臨時的任用を行っているところ です。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は，平成17年度が134人（うち男性職員11人，以下（ ）内は男性職員数で内数），平成18年度が139人（13人），平成19年度が155人（8人），昨年度が172人（13人），そのうち任期付採用又は臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）を行った数は，平成17年度が106人（79.1%），平成18年度が110人（79.1%），平成19年度が129人（83.2%），昨年度が129人（75.0%）となっており，育児休業に伴う代替措置としての任期付採用等は，年度ごとに若干の高低はあるものの，育児休業制度の定着とともに高い割合で行われています。

ところで，書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については，書記官任命資格を有する者の代替要員の確保の困難さから，産前・産後の特別休暇中は，事務補助要員を賃金雇人という形で雇い入れ，その後の育児休業期間中は，その者を事務官として任期付採用等を行うことも多いかと思われます（昨年度任期付採用等を行った者129人のうち，書記官を任用したのは37人（28.7%）

となっています。）。

そこで，産前・産後の特別休暇期間中の臨時的任用も含め，書記官任命資格を有する代替要員を確保し，司法制度改革の着実な実施に向けて裁判部の戦力を維持するため，書記官任命資格を有する者で，1年以内に定年退職，再任用終了，自己都合退職等が予定されている者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり，各裁判所は，当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも，高等裁判所への照会を通じて，当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところ です。

しかしながら，任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし，書記官数の増加や育児休業等取得の促進により，今後も，育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれます。そこで，先に述べたような方策に加えて，平成21年度においても，書記官に限ってではありますが，各高裁管内における育児休業取得者数のうち，一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは，1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し，しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で，育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行って

いるものです。

なお、任期付採用等による代替要員の確保については、平成17年1月に策定された次世代育成支援対策推進法に基づく裁判所特定事業主行動計画「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」でも触れられています。この中では、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今後もより一層、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

また、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、育児短時間勤務の承認に当たっては、様々な工夫をすることにより、適切に対応していきたいと考えています。

5 メンタルヘルスについて

千葉企画調査部長

メンタルヘルスの具体的実施状況について、お聞かせください。

岸野人事局参事官

職員の心の健康づくりのためには、心の健康の保持増進、心の不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰と再発の防止のそれぞれについて、管理職員はもとより、個々の職員の理解を深め、意識啓発に努めていく必要があります。

このような観点から、裁判所においては、各庁において実施される健康管理講習会や、新採用職員研修、中間管理者研修等の各種研修の中で、できる限り心の健康づくりのための科目を設け、人事院の専門家会議の取りまとめによる研修教材等を活用した研修を実施することにより、職員に対

して心の健康づくりの浸透及び意識啓発を図っているところです。

このほか、職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施しているところです。

6 情報政策課と書記官事務について

(1) 民事裁判事務支援システム (MINTAS) について

千葉企画調査部長

民事裁判事務支援システム (MINTAS) について、お聞かせください。

岡部情報政策課参事官

ア 導入展開の進捗状況、今後の方向性について

(ア) これまでの導入展開状況について

民事裁判事務支援システム (MINTAS) は、平成20年2月12日に第1次導入庁であるさいたま地裁において本格稼働を開始しました。平成20年度は、別紙第1の導入展開状況 (平成20年度) のとおり展開を進め、情報化戦略計画にあるとおり、民事裁判事務処理システム導入庁であった地裁本庁27庁についてすべて展開を終えております。現在は、システム停止等の大きなトラブルもなく安定して稼働している状況です。



岡部情報政策課参事官

(イ) 今後の導入展開予定

平成21年度については、別紙第2の導入展開予定 (平成21年度) のとおり、7月17日の静岡地裁を皮切りに、現在期日進行管理プログラム (地裁民事事件用) (以下「民事P」という。) を利用している庁のうち、東京地裁、大阪地裁を除く本庁21庁及び支部49庁に展開を進める予定です。なお、平成22年度については、東京地裁、大阪地裁本庁及び別紙第2記載の支部以外の支部に展開を進め、平成22年度末までには、全国の本庁、支部253庁への展開を完了する予定です。

イ 現行の民事Pからの移行に伴う準備作業

(ア) データ移行のためのデータ補正作業等について

現在、民事Pを利用している本年度の導入予定庁につきましても、昨年度までと同様に、民事Pに登録された情報のデータ補正をお願いすることになります。

このデータ補正を行うために、各庁で利用するデータ移行可否点

検プログラムとデータ補完プログラムを、4月に配布いたしました。

データ移行可否点検プログラムは、各部署でカスタマイズ可能な民事Pが、現状においてもデータ移行に適した構造となっているかどうかチェックの上、必要に応じてテーブル及び項目を修正していただくとともに簡易なデータ補正作業を各庁で随時実施していただくためのもので、データ補完プログラムは、民事Pには入力していない[]の補完入力作業を行っていただくためのものです。

これら二つのプログラムを利用して、各庁の実情に応じ適時にデータ補正作業を実施していただくよう、よろしくお願いいたします。

(イ) 操作方法の習得、導入準備作業の実施等

本年度の導入予定庁のうち本庁及び東京、大阪地裁管内の支部には、各庁の規模に応じた管理職員を含む2名以上の導入事務担当者を選定していただき、3月10日(火)から13日(金)までと3月16日(月)から19日(木)までの2回に分けて、裁判所職員総合研修所において、選定された導入事務担当者を対象として、導入準備事項の説明、操作方法の習得、課題発生時の対応及び運用ルールの策定を内容とするMINTAS導

入研修を実施いたしました。この研修には、東京地裁、大阪地裁管内の支部における運用ルールの策定等の導入準備作業の実施に当たって、本庁における運用を想定した事務処理の統一など本庁との連携が必要となることから、東京地裁、大阪地裁本庁からも訟廷管理官など若干名の方に参加していただきました。

この導入研修を受けて、各庁の実情に合わせて、必要な時期から、運用ルール策定などの準備作業に着手していただくほか、操作方法等の導入研修の内容について、他のユーザとなる職員に還元していただくよう研修等の実施をお願いしています。

(ウ) 各庁における稼働開始について

MINTASに移行するデータについては、各庁から郵送していただくこととなります。そのため、データ移行作業を実施した後、稼働開始日までの4、5日の期間、帳簿記載とMINTASへのデータ入力の併用をお願いいたします。また、MINTASに移行されていないデータの補充及び保管金事務処理システムに登録されている[]のMINTASへの登録作業をお願いするとともに、実際の事件の情報をMINTASに入力しながら、操作方法習得の仕上げをしていただき、稼働開始に備えていただきました。

いと考えております。

(工) 当課からのサポートについて

各庁におけるこれらの準備作業等をサポートするために、昨年同様、導入準備に関する各庁の疑問点やこれに対する当課からの回答を各庁で共有するための質問専用メールアドレスを設けているほか、今年度新たに情報政策課で作成したパソコン上で見る事ができる研修用の映像教材を配布しております。

この映像教材は、MINTASの操作説明と導入準備事項の二つの分野に分かれており、操作説明の部分は、実際にMINTASを操作している映像を見ながら説明が聴けるようになっております。また、導入準備事項の部分については、スライドに合わせて説明が聴けるようになっております。これらの映像教材は、パソコンをプロジェクターに接続して、スクリーンに投影することで、集合研修で利用することもできます。

ウ 管内支部への導入時の本庁による導入支援等について

東京地裁、大阪地裁を除く地裁支部への導入に際しては、先にMINTASが導入されている地裁本庁に、自庁への導入時の経験やMINTAS導入後のシステム運用の経験等を活かして、準備作業の支援をお願いすることを予定しております。具体的には、先に御説明した研修用

の映像教材を用いるなどして、支部職員が、MINTASの操作方法習得、及びデータ補正を始めとするシステム内外の環境整備等の導入準備事項の内容の把握をできるようにお願いする予定です。

エ 導入庁から寄せられた要望等とその対応

(ア) 昨年度の要望等による改修の実施について

昨年度は、主に第1次導入庁であるさいたま地裁のMINTASを利用している職員等から寄せられた改修要望について、業者の作業期間及び調達のスケジュールを考慮し、昨年度中に改修できるよう、平成20年7月末時点で稼働を開始していた第3次導入庁までの5庁に対し、各庁の業務に照らして、業務の改善、効率化の観点から、改修の必要度につき意見を聴き、各庁からの追加要望も聴いた上で、費用対効果を勘案した結果、改修の必要度が高いと認められた29項目について改修を実施しました。

(イ) 今後の改修予定について

今後の改修要望事項については、本年度以降に導入される民事P利用庁からの意見も踏まえながら、費用対効果及び法改正等への対応のための改修時期等を考慮した上で、改修の必要度の高いものにつき必要に応じて改修を検討していきたいと考えております。

(2) 刑事裁判事務支援システム (KEITAS) について

千葉企画調査部長

刑事裁判事務支援システム (KEITAS) について、お聞かせください。

岡部情報政策課参事官

ア KEITASの開発思想について

KEITASは、刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムを構想し、特に応答性の確保及び操作性の向上の観点から、必要な機能に絞った「スリムで骨太なシステムとして作り、その後、長く、確実に育てていく」ことを目指しています。

イ KEITASの開発状況等について

平成20年8月からKEITASの開発に向けた開発基本計画策定等の作業を開始し、本年3月まで、システム構想、開発基本計画、要件定義(画面・帳票の項目、レイアウトを定める作業等)の各工程を進めてきました。詳細は、「会報書記官」17号・18号・19号の「IT mall (あいていい・もーる)」に掲載させていただきましたので、是非御一読ください。

また、前記各工程では、二度にわたって地裁ヒアリング(ヒアリング庁:東京地裁、水戸地裁、宇都宮地裁、名古屋地裁)を実施しており、ヒアリング庁からいただいた意見や要望等については、KEITASの

画面や帳票を作成する上での参考とさせていただきます。

本年4月からは、KEITASを開発する事業者等の調達手続を行うとともに、本年9月から始まる開発工程を遅滞なく、スムーズに進めるための準備作業を行っています。

なお、KEITASの開発は平成22年10月までに完了させる予定であり、平成23年1月にはパイロット庁である名古屋地裁に導入し、その後、平成23年10月までに刑事裁判事務処理システムが稼働している地裁本庁18庁に導入し、期日進行管理プログラム(刑事通常第一審事件用)(以下「刑事P」という。)が稼働している地裁本庁・支部(合計234庁)についても、平成25年3月までに導入する予定です。

ウ 職員の意見について

開発基本計画の策定等の作業において、東京地裁、水戸地裁、宇都宮地裁及び名古屋地裁に御協力いただき、現場の、生の意見・要望を確認することができたことは大変有益なことでした。現在、本年9月から始まる開発工程を見据えた準備作業を行っておりますが、同作業期間中及びその後の開発工程においても、パイロット庁である名古屋地裁から、さらに意見を聴取する機会を設けていきます。

また、職員の意見を確実に反映したシステムを開発するには、刑事裁判事務処理システムを導入している

庁だけではなく、刑事Pを導入している庁や、パイロット庁とは異なる規模の庁の意見も重要であることから、東京地裁、水戸地裁及び宇都宮地裁に対しても、引き続き、可能な限り意見聴取等の機会を設けていきたいと考えています。

(3) 期日進行管理プログラムについて

千葉企画調査部長

期日進行管理プログラムについて、お聞かせください。

岡部情報政策課参事官

〔調停委員出勤管理プログラム（以下「出勤P」という。）の展開〕

出勤Pは、
の適正・効率化を目的として平成18年度に開発されたプログラムです。簡易裁判所においては、
と、家庭裁判所においては期日進行管理プログラム（家事事件用）とそれぞれデータを連携し、
を作成することができます。また、複数の庁で勤務する
ことや、
とのデータ連携が可能です。詳しくは、「会報書記官」第19号の「IT mall（あいてい・もーる）」中の、「情報処理第三係が誕生しました！」とのコラムに掲載させていただきましたので、是非御一読ください。

出勤Pは、平成19年度に東京地方裁

判所、大阪地方裁判所及び全国の地方裁判所本庁に併置されている簡易裁判所（50庁）に、平成20年度に東京家庭裁判所、東京家庭裁判所八王子支部（現在の立川支部）、横浜家庭裁判所、大阪家庭裁判所及び名古屋家庭裁判所の5庁に導入済みです。本年度は、上記の5庁を除く家庭裁判所本庁（46庁）に出勤Pを導入展開し、10月1日から本稼働を開始していただく予定です。

これから出勤Pを各庁に導入していくに当たっては、7月中旬に裁判所職員総合研修所において研修を実施し、出勤Pの導入時に必要な作業、仮稼働の要領、操作方法等についての説明をさせていただきます予定です。また、研修に併せて、出勤Pの映像教材を作成して配布することにしてあります。映像教材は、出勤Pの基本的な操作等を音声と動画を交えて説明したもので、担当者の操作習熟を図る際などに利用していただくことを想定しています。

(4) Web閲覧権限の付与について

千葉企画調査部長

Web閲覧権限の付与について、お聞かせください。

岡部情報政策課参事官

インターネットのウェブサイト閲覧権限の付与につきましては、平成17年度以降、裁判官を除く裁判所職員については部課室で1台の端末に閲覧権限を付与することから展開を開始しました。ウェブサイト閲覧の目的には書記官の調査事務に資することが当然含まれていますが、物理的に大きな部屋に

配置されている職員にとっては、部課室1台では職員数が多いにもかかわらず閲覧できる端末が少ないという不均衡が生じることになり、また、裁判員制度広報や同制度実施についての各種調査のためにウェブサイト閲覧の必要性が増大したことから、通信機器やインターネット回線等のインターネット関連機器の整備の状況と照らし合わせながら、閲覧権限の付与範囲の拡大を実施して参りました。

平成20年6月、9月、12月及び平成21年3月に閲覧権限の付与範囲を順次拡大し、現在、高等裁判所、地方裁判所本庁及び家庭裁判所本庁においては、主任書記官以上の管理職員、行政事件専門部及び集中部の書記官及び訟廷の職員に、裁判員裁判実施支部においては、主任書記官以上の管理職員、刑事訟廷の職員に、それ以外の支部、家庭裁判所出張所及び簡易裁判所においては、主任書記官以上の管理職員に、それぞれ閲覧権限が付与されております。

今後の展開につきましては、インターネット関連機器の整備状況、閲覧者の増加に伴う情報セキュリティ対策の検討を踏まえて、閲覧権限の付与拡大につき検討いたします。

(5) J・NETポータルについて

千葉企画調査部長

J・NETポータルについて、お聞かせください。

岡部情報政策課参事官

J・NETポータルは、ロータス・

ノーツに代わる情報共有のシステムとして、平成19年8月に運用が開始されたもので、これには、

情報が必要とする職員にとって、いわば、玄関（ポータル）の役割を果たすものです。

平成20年4月からは、OEのメールアドレスが付与されている職員は、各自が利用している端末からJ・NETポータルを閲覧することが可能となっており、また、ロータス・ノーツを利用した

ロータス・ノーツ上の各種データベースについても、必要に応じてJ・NETポータルに移行され、現在はJ・NETポータルに一本化されたほか、この機会にJ・NETポータルをさらに積極的な情報提供の場として活用し始めた例もあります（例えば、

民事情報データベース（愛称「M-info（ミンフォ）」など）。

本年3月からは、それまでJ・NETポータルを閲覧するには、その都度、ログイン（ユーザーID及びパスワードの入力）が求められていたところ、全職員の閲覧が想定される

については、閲覧を容易にするため、ログインを不要とするように改修いたしました。



最高裁側

また、各庁が利用できるデータベースとして、「会議室予約」、
「行事予定」及び
「外来者申請」
を設けました。なお、これらのデータベースを使用するかどうかは、各庁の実情に応じて判断していただくこととなります。

今後も、これを基盤として各種業務に利用できるよう、J・NETポータル
の充実を目指して参ります。

(6) 統計報告について

千葉企画調査部長

統計報告について、お聞かせください。

岡部情報政策課参事官

現場で活躍される書記官の方々が作成した
された後、司法統計
年報や裁判所ウェブサイトを通じて、
裁判所の事務処理の状況を公表するための資料として活用されるほか、裁判

所の人員配置及び裁判運営の環境整備を図るための基礎資料として活用されています。

現在、2年ごとに公表されている「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」においても、これら統計データに基づいて様々な検証が行われていますが、今後も裁判員法に基づく裁判員裁判の実施状況に関する資料の公表など、ますます統計データが活用される場面が増え、その重要性も増していくこととなります。

当課では、毎月各庁から報告される統計データの内容をチェックしておりますが、項目の入力漏れや誤入力と思われる事件票データも見受けられます。これらの事例では、業務系システムの事件票作成画面に表示される「初期値」の当否を検討することなく、事件の実態に応じた入力を行わなかったものや、
されなければ事件票の内容が正確であるといった、同システムに対する誤った認識が原因となっているものも少なくありません。



日本書協側

● されるのは、● になっているような、入力された内容に論理的な矛盾がある場合の一部に限られていますので、個々の事件の内容を事件票に反映するには、作成要領に従って事件記録に基づいてデータを入力すること、作成後の点検を心がけていただくことが必要です。書記官の方々には、統計の重要性を再確認いただき、正確な統計報告にご協力いただきますようお願いいたします。

当課においても、事件票チェックシステムのチェック条件の追加や業務系システムの事件票作成画面に表示される初期値の見直しなどのシステム改修を行うことで、より正確な統計報告が実現できるよう、努力してまいります。

千葉企画調査部長

以上、すべてのテーマについてお話を伺うことができました。ありがとうございました。

篠原事務局長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、中村会長か

ら一言ごあいさつを申し上げます。

中村会長

長時間、また多岐にわたるテーマについて、大変有意義なお話をお聞かせいただきまして、どうもありがとうございました。事務総局各局課の皆様方が、書記官のために、あらゆる分野で多角的に、書記官制度、書記官事務、書記官に対する処遇等を検討していただいている状況をお伺いすることができ、改めて、その御努力に敬意を表する次第です。

冒頭にも述べましたように、今、書記官を取り巻く情勢は大きく変化しつつあります。現場の書記官の中には、法改正等で新しく生まれてくる多くの書記官事務に戸惑いを感じたり、これからの書記官像、書記官事務の在り方はどうあるべきかといったことに悩んでいる人も多いと思います。日本書協としても、我々自身の問題として、今後もこの大きなテーマを模索していかなければならないと考えております。

総務局、人事局、情報政策課におかれましても、今後とも書記官制度、書記官事務の充実、発展、書記官の処遇の改善、IT化の推進などのため、一層御尽力ください

ますようお願い申し上げます。

なお、この座談会の記事は、7月に発行を予定しています「会報書記官」第20号に掲載予定です。全国の会員にとって、大変有益な情報提供になるものと思います。

終わりに、今後とも日本書協に対して御支援いただきますようお願い申し上げます。この座談会終了のあいさつといたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(別紙第1)

導入展開状況(平成20年度)

稼働開始日	導入対象庁
平成20年 7月7日(月)	前橋地方裁判所本庁, 新潟地方裁判所本庁
7月22日(火)	千葉地方裁判所本庁, 宇都宮地方裁判所本庁
9月16日(火)	札幌地方裁判所本庁, 旭川地方裁判所本庁
9月29日(月)	長崎地方裁判所本庁, 宮崎地方裁判所本庁
10月14日(火)	福岡地方裁判所本庁, 熊本地方裁判所本庁
10月27日(月)	大津地方裁判所本庁, 金沢地方裁判所本庁
11月4日(火)	神戸地方裁判所本庁, 津地方裁判所本庁, 岐阜地方裁判所本庁
11月25日(火)	広島地方裁判所本庁, 山口地方裁判所本庁, 岡山地方裁判所本庁
12月15日(月)	高松地方裁判所本庁, 徳島地方裁判所本庁
平成21年 1月13日(火)	横浜地方裁判所本庁, 京都地方裁判所本庁
2月2日(月)	福島地方裁判所本庁, 山形地方裁判所本庁
2月16日(月)	秋田地方裁判所本庁, 青森地方裁判所本庁

(別紙第2)

導 入 展 開 予 定 (平成21年度)

稼働開始 (予定) 日	導入対象庁
平成21年 7月17日(金)	静岡地裁本庁
9月11日(金)	甲府地裁本庁, 長野地裁本庁
9月14日(月)	水戸地裁本庁
10月9日(金)	仙台地裁本庁, 盛岡地裁本庁
10月23日(金)	名古屋地裁本庁
10月26日(月)	福井地裁本庁, 富山地裁本庁
11月13日(金)	奈良地裁本庁, 和歌山地裁本庁
11月16日(月)	鳥取地裁本庁, 松江地裁本庁
12月11日(金)	佐賀地裁本庁, 大分地裁本庁
12月14日(月)	鹿児島地裁本庁, 那覇地裁本庁
平成22年 1月15日(金)	函館地裁本庁, 釧路地裁本庁
1月18日(月)	高知地裁本庁, 松山地裁本庁
1月29日(金)	東京地裁八王子(立川)支部, 大阪地裁堺支部, 同岸和田支部
2月5日(金)	横浜地裁川崎支部, 同横須賀支部, さいたま地裁越谷支部, 千葉地裁松戸支部, 同一宮支部, 同八日市場支部, 宇都宮地裁大田原支部, 前橋地裁高崎支部, 新潟地裁長岡支部, 神戸地裁伊丹支部, 同尼崎支部, 天津地裁彦根支部, 津地裁四日市支部, 岐阜地裁多治見支部, 広島地裁福山支部, 山口地裁周南支部, 同下関支部, 福岡地裁飯塚支部, 同久留米支部, 長崎地裁大村支部, 宮崎地裁都城支部, 札幌地裁苫小牧支部, 高松地裁丸亀支部
2月15日(月)	横浜地裁相模原支部, 同小田原支部, さいたま地裁川越支部, 同熊谷支部, 千葉地裁佐倉支部, 同木更津支部, 宇都宮地裁栃木支部, 同足利支部, 前橋地裁太田支部, 新潟地裁新発田支部, 神戸地裁明石支部, 同姫路支部, 津地裁伊勢支部, 岐阜地裁大垣支部, 広島地裁呉支部, 山口地裁宇部支部, 同岩国支部, 岡山地裁倉敷支部, 福岡地裁柳川支部, 同大牟田支部, 同小倉支部, 長崎地裁佐世保支部, 札幌地裁小樽支部